

A級またはB級BH形または  
B級BL形の点滅機能付

A級またはB級BH形

C級以上(矢印無)または  
B級以上

C級以上

区分	防火対象物	避難口誘導灯		通路誘導灯(室内)		通路誘導灯(廊下)		通路誘導灯 (階段)	客席 誘導灯						
		設置対象	当該階の床面積 1000㎡以上 1000㎡未満	設置対象	当該階の床面積 1000㎡以上 1000㎡未満	設置対象	当該階の床面積 1000㎡以上 1000㎡未満	設置対象	設置 対象						
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場または観覧場	全部	A級 又は B級BH形 又は B級BL形 の点滅 機能 付	全部	A級 又は B級BH形	全部	全部	全部	全部						
	ロ 公会堂または集会場														
イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、その他これに類するもの															
ロ 遊技場またはダンスホール															
(2)	ハ 風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗(二ならびに(1)項イ、(4)項、(5)項イおよび(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)(その他これに類するものとして総務省令で定めるもの														
	ニ カラオケボックスその他遊興のための設備または物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの														
(3)	イ 待合、料理店、その他これに類するもの														
	ロ 飲食店														
(4)	イ 百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗または展示場														
	ロ 旅館、ホテルまたは宿泊所、その他これらに類するもの														
(5)	ロ 寄宿舎、下宿または共同住宅									地階、無窓階 地上11階以上	地階、無窓階 地上11階以上	地階、無窓階 地上11階以上	地階、無窓階 地上11階以上		
	イ 病院、診療所または助産所														
(6)	老人短期入所施設・養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものに限る。)(介護老人保健施設・救護施設・乳児院・知的障害児施設・盲ろうあ児施設(通所施設を除く。)(肢体不自由児施設(通所施設を除く。)(重症心身障害児施設・障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。)(老人福祉法第5条の2第4項もしくは第6項に規定する老人短期入所事業もしくは認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設または「障害者自立支援法第5条第8項もしくは第10項に規定する短期入所もしくは共同生活介護を行う施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものに限る。ハにおいて「短期入所等施設」という。)									全部	避難口C級以上 矢印付はB級以上	全部	通路C級以上	全部	全部
	ロ 老人デイサービスセンター・軽費老人ホーム・老人福祉センター・老人介護支援センター・有料老人ホーム(主として要介護状態にある者を入居させるものを除く。)(更正施設・助産施設・保育所・児童擁護施設・知的障害児通園施設・盲ろうあ児施設(通所施設に限る。)(肢体不自由児施設(通所施設に限る。)(情緒障害児短期治療施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター・身体障害者福祉センター・障害者支援施設(主として障害の程度が重い者を入所させるものを除く。)(地域活動支援センター・福祉ホーム・老人福祉法第5条の2第3項もしくは第5項に規定する老人デイサービス事業もしくは小規模多機能型居宅介護事業を行う施設または障害者自立支援法第5条第6項から第8項まで、第10項もしくは第13項から第16項までに規程する生活介護・児童デイサービス・短期入所・共同生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援もしくは共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。)									全部	全部	全部	全部	通路C級以上	全部
	ニ 幼稚園・特別支援学校									全部	全部	全部	全部	全部	全部
(7)	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、各種学校、その他これに類するもの	地階、無窓階 地上11階以上	地階、無窓階 地上11階以上	地階、無窓階 地上11階以上	地階、無窓階 地上11階以上										
(8)	イ 図書館、博物館、美術館、その他これに類するもの	全部	全部	全部	全部	全部	全部								
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場														
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場、その他これに類するもの	全部	全部	全部	全部	全部	全部								
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場														
(10)	車両の停車場または船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降または待合の用に供する建築物に限る)	地階、無窓階 地上11階以上	地階、無窓階 地上11階以上	地階、無窓階 地上11階以上	地階、無窓階 地上11階以上										
(11)	神社、寺院、教会、その他これに類するもの	地階、無窓階 地上11階以上	地階、無窓階 地上11階以上	地階、無窓階 地上11階以上	地階、無窓階 地上11階以上										
(12)	イ 工場または作業場	全部	全部	全部	全部	全部	全部								
	ロ 映画スタジオまたはテレビスタジオ														
(13)	イ 自動車庫または駐車場	全部	全部	全部	全部	全部	全部								
	ロ 飛行場または回転翼航空機の格納庫														
(14)	倉庫	全部	全部	全部	全部										
(15)	前各項に該当しない事業所	全部	全部	全部	全部										
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項または(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	全部	全部	全部	全部	全部	(1)項の用途部分								
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	地階、無窓階 地上11階以上	地階、無窓階 地上11階以上	地階、無窓階 地上11階以上	地階、無窓階 地上11階以上										
(1602)	地下街	全部	全部	全部	全部										
(1603)	建築物の地階[(1602)項に掲げるものの地階を除く]で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道と合わせたもの[(11)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項または(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分に存するものに限る]	全部	全部	全部	全部	全部	(1)項の用途部分								

全部…その建物のどの階にあっても設置 地階…その建物の地階だけに設置 11階以上…その建物の11階以上の部分だけに設置 無窓階…建築物の地上階のうち避難上または消火活動上有効な開口部を有しない階  
※16項イ 複合防火対象物の中で、用途が5項イ、6項の場合は避難口・通路誘導灯ともにC級以上をご使用いただけます。